

株 主 各 位

広島県福山市箕沖町92番地
マナック株式会社
代表取締役会長 杉之原 祥二

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後5時00分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間「中」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

<株主説明会開催のご案内>

定時株主総会終了後、同会場において、当社の中期計画のご説明を中心とした「株主説明会」を開催いたします。株主の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、是非ご参加いただき当社へのご理解を深めていただければと存じます。（所要時間は30分程度の予定です。）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参していただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.manac-inc.co.jp/>）に修正後の内容を掲載いたします。

◎「本招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済は、米国を中心とした保護主義的な通商政策の影響等により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の下で当社グループは、国内における新規市場開拓及び既存顧客への更なる取引深耕、マナック（上海）貿易有限公司が主体となり、中国をはじめとした海外における取引顧客数の拡大にグループが一体となり積極的に取組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は9,115百万円（前期比+541百万円、6.3%増）、営業利益は316百万円（同+109百万円、53.1%増）、経常利益は396百万円（同+140百万円、54.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は212百万円（同+68百万円、47.5%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<ファインケミカル事業>

ファインケミカル事業につきましては、中国における環境規制強化を受け、化学業界において原料調達元を中国品から国内品に切り替える動きがあり、当社の電子材料製品や工業薬品の需要が増加いたしました。一方、一部医薬用原料においては、当連結会計年度に需要が発生しなかったことから、医薬関連製品等の販売は前期比で減少いたしました。また、連結子会社における国内外の販売は増加したことにより、売上高は前期比で増加いたしました。

その結果、売上高は4,272百万円（前期比+365百万円、9.4%増）となりました。

<難燃剤事業>

難燃剤事業につきましては、電子材料部材や家電製品に使用されるプラスチック用難燃剤などの需要が増加しており、これに対応するため設備増強及び生産効率化を実施いたしました。また、原料価格や輸送費の高騰に対して価格転嫁を進めていることが一部寄与したことから、売上高は前期比で増加いたしました。

その結果、売上高は3,774百万円（前期比+102百万円、2.8%増）となりました。

<ヘルスサポート事業>

ヘルスサポート事業につきましては、人工透析用原料は安定した国内需要を維持しており、売上高は前期比で増加いたしました。

その結果、売上高は1,069百万円（前期比+72百万円、7.2%増）となりました。

事業区分	売上高	構成比	増減率
	百万円	%	%
ファインケミカル事業	4,272	46.9	9.4
難燃剤事業	3,774	41.4	2.8
ヘルスサポート事業	1,069	11.7	7.2
合計	9,115	100.0	6.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は468百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、所要資金については、自己資金及びファイナンス・リースにより充当しております。

- ・当連結会計年度中に取得した主要設備
- 当社 福山工場 難燃剤設備
- 当社 福山工場 ファインケミカル関連設備
- 当社 全社 新規基幹システム関連設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2015年度)	第72期 (2016年度)	第73期 (2017年度)	第74期 (当連結会計 年度) (2018年度)
売 上 高 (百万円)	8,762	9,112	8,574	9,115
経 常 利 益 (百万円)	213	265	255	396
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	175	318	144	212
1株当たり当期純利益 (円)	21.89	39.71	17.96	26.48
総 資 産 (百万円)	12,209	12,381	12,640	12,098
純 資 産 (百万円)	8,849	9,164	9,266	9,087

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2015年度)	第72期 (2016年度)	第73期 (2017年度)	第74期 (当事業年度) (2018年度)
売 上 高 (百万円)	6,657	6,984	6,773	7,422
経 常 利 益 (百万円)	118	194	241	322
当 期 純 利 益 (百万円)	58	285	142	238
1株当たり当期純利益 (円)	7.33	35.48	17.78	29.66
総 資 産 (百万円)	10,562	10,995	11,148	11,398
純 資 産 (百万円)	8,691	8,996	9,087	9,073

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
八幸通商株式会社	20百万円	100%	ファインケミカル事業
マナック（上海）貿易有限公司	3,500千 人民元	100%	中国国内における化学品の輸出入業務

(注) 南京八幸薬業科技有限公司につきましては、持分譲渡により2018年10月に連結の範囲から除外したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済における慢性的な人手不足や自然災害リスクの高まり、米中貿易摩擦など世界経済の下振れリスクにより、引き続き先行き不透明な状況が継続するものと考えられます。

このような状況下において、当社グループは、グループ各社の強みを活かした事業展開を推進すると共に、シナジー効果を発揮することによって、グループ全体としての収益性の向上を追求してまいります。

ファインケミカル業界は、かねてより海外勢と競合しておりますが、グローバル市場に通用する製品開発を継続的に行い、市場開拓にも取り組んでまいります。

また、中国をはじめとするアジア地域における事業拡大とサプライチェーンの最適化を目的として、中国現地法人であるマナック（上海）貿易有限公司を通じて、引続き、積極的な事業展開を進めてまいります。

加えて、当社グループは企業の社会的責任を認識し、内部統制の有効性を高め、コンプライアンスの推進に努めると共に、安全操業、環境に配慮した事業活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
ファインケミカル事業	機能性材料及び医薬品とそれらの中間体
難燃剤事業	プラスチック用難燃剤とそれらの関連製品
ヘルスサポート事業	人工透析用原料

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社 : 東京都中央区
大阪営業所 : 大阪市中央区
福山工場 : 広島県福山市
郷分事業所 : 広島県福山市

② 子会社

八幸通商株式会社
本社 : 東京都中央区
鹿島工場 : 茨城県神栖市

マナック (上海) 貿易有限公司
本社 : 中国上海市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファインケミカル事業	100名	80名減
難燃剤事業	36	3名増
ヘルスサポート事業	13	2名減
全社（共通）	79	6名減
合計	228	85名減

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社において、特定の事業区分に区分できない管理部門等に所属している人数であります。

3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて85名減少しておりますが、その主な理由は、持分譲渡により、2018年10月に南京八幸薬業科技有限公司を連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	1名減	45.3歳	19.6年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

当社グループの主要な借入先及び借入額は次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社 広島銀行	165百万円
株式会社 商工組合中央金庫	141百万円
株式会社 三井住友銀行	114百万円
株式会社 千葉興業銀行	73百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 23,200,000株
- ② 発行済株式の総数 8,625,000株
- ③ 株主数 1,752名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 財 団 法 人 松 永 財 団	1,654千株	20.6%
東 ソ ー 株 式 会 社	1,608	20.0
株 式 会 社 広 島 銀 行	322	4.0
杉 之 原 祥 二	257	3.2
マ ナ ッ ク 社 員 持 株 会	237	3.0
株 式 会 社 合 同 資 源	200	2.5
光 和 物 産 株 式 会 社	121	1.5
中 尾 薬 品 株 式 会 社	101	1.3
東 洋 証 券 株 式 会 社	100	1.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	88	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を592千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	杉之原 祥 二	
代表取締役社長	村 田 耕 也	
代表取締役専務	小 林 和 正	福山総代表 兼 環境品質保証室担当 兼 製造部門関与
常 務 取 締 役	千 種 琢 也	社長室長 兼 管理部長 臭素・難燃ソリューション事業部関与 八幸通商株式会社 取締役
取 締 役	西 山 孝 史	ケミカル・ソリューション事業部長 ヨード・ファインケム株式会社 代表取締役社長
取 締 役	大 村 元 宏	中国担当 マナック（上海）貿易有限公司 董事長
取 締 役	工 藤 雅 之	東ソー株式会社 執行役員 有機化成品事業部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 海 康 仁	光和物産株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 田 祐 二	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	豊 田 基 嗣	公認会計士

- (注) 1. 取締役 工藤雅之氏並びに取締役（監査等委員）内海康仁氏、本田祐二氏及び豊田基嗣氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）豊田基嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）内海康仁氏及び本田祐二氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
監査等委員である取締役以外の取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	137百万円 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	13 (9)
合 計 (うち社外役員)	12 (4)	151 (13)

(注) 1. 監査等委員である取締役以外の取締役 北村彰秀氏は、2018年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。同氏につきましては、監査等委員である取締役以外の取締役の支給人員及び支給額に含めて記載しております。

監査等委員である取締役 石井潔氏は、2018年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。同氏につきましては、監査等委員である取締役の支給人員及び支給額に含めて記載しております。

2. 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額24百万円以内と決議いただいております。

3. 当社は、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役であった者に対する支払の時期は、取締役又は監査役であった者の退任時に支給することを決議しております。

④ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 工藤雅之氏は、東ソー株式会社の執行役員を兼務しております。なお、当社は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員） 内海康仁氏は、光和物産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は同社との間に原材料等の仕入の取引関係があります。

2. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	取 締 役 会		監 査 等 委 員 会	
	出 席 回 数 (開 催 回 数)	出 席 率	出 席 回 数 (開 催 回 数)	出 席 率
取 締 役 工 藤 雅 之	11回 (12)回	91.7 %	－回 (－)回	－%
取 締 役 (監 査 等 委 員) 内 海 康 仁	12 (12)	100.0	12 (12)	100.0
取 締 役 (監 査 等 委 員) 本 田 祐 二	12 (12)	100.0	12 (12)	100.0
取 締 役 (監 査 等 委 員) 豊 田 基 嗣	10 (10)	100.0	10 (10)	100.0

(注) 取締役(監査等委員) 豊田基嗣氏につきましては、2018年6月26日就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役 工藤雅之氏は、取締役会に出席し、客観的・中立的経営思考の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役(監査等委員) 内海康仁氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役(監査等委員) 本田祐二氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役(監査等委員) 豊田基嗣氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19百万円

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(注) 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人は、社会における企業人として求められる倫理観に基づき、企業行動憲章及び倫理規程に従い、また法令及び定款を遵守し、適切な経営と業務執行を行う。
 - 2) 取締役は、重大な法令・社内規程違反や、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会又は監査等委員会に報告する。
 - 3) 業務の遂行が、法令及び定款に適合することを確保するため、監査室が内部監査を行う。
 - 4) 使用人が法令違反の疑義のある行為に気付いた場合に、直接通報を行う手段として内部通報制度を制定し運用する。
また、社外窓口として弁護士等を活用し、通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に不利益がないことを確保する。
 - 5) 監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の提示を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役が関与する職務の執行に係る文書及び重要な情報については、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
 - 2) 法令又は証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。
 - 3) 上記1)の文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 経営に重大な影響を与えるリスクに対処するため、予め必要な対応方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
 - 2) リスク管理体制の対応のためリスク管理規程を定め、それに沿った運営を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務執行については、取締役会規程、役員関係規程、組織規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細等について定め、効率的な職務執行を行う体制を構築する。
 - 2) 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項についての審議及び議決、並びに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) また、取締役会の下に、社長が議長を務める経営戦略会議を設け、経営戦略会議規程の範囲内での審議をすることにより、効率的な職務の執行を行う。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 関係会社管理に関する規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備し指導すると共に、内部通報制度の子会社等への適用拡大を図る。
 - 2) 監査等委員会及び内部監査部門にて定期的に子会社等の業務監査を実施し、また、子会社の監査役と情報交換の場を設け、監査実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の会議にて報告を行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で決定する。
 - 2) 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとし、また、当該使用人は、当社及びその子会社の業務執行に係る役職は兼務しない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告等を行うと共に、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 2) 監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、必要に応じて当該部門及び関連部門に調査を求めることができる。
 - 3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人にその監査に関する報告を求める。
 - 4) 監査等委員会は、必要に応じて会社の顧問弁護士とは別に、外部のコンサルタント等を活用することができる。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① コンプライアンス及びリスク管理

当社及びその子会社の役職員に対して、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、社内グループウェアによる情報発信及びコンプライアンスハンドブック等を使用した教育の実施や内部通報制度の周知を継続実施いたしました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、定期的に取り締役に活動内容の報告をいたしました。

② 職務の執行の適正及び効率性

取締役会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）を含む10名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会においては各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。

③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について書類の閲覧等を実施すると共に定期的に報告を受けました。また、会計監査人からの四半期毎の結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

④ 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性の確保のため、内部統制の整備、運用及び評価のための計画を決定すると共に、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を代表取締役へ報告いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、株主の皆様への利益還元を重要な資本政策の一つと位置付けております。また、利益配分につきましては、長期的観点から事業収益の拡大と株主資本利益率の向上を図ると共に、自己資本の充実と財務体質強化、株主の皆様への長期的、安定的な配当水準の維持に努めることを基本方針とし、利益配当額を決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案し、2019年5月10日開催の取締役会にて、1株当たり5円とすることに決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当金1株当たり2円50銭とあわせて7円50銭となります。



- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,984,391	流 動 負 債	2,807,408
現金及び預金	827,660	買掛金	1,393,763
受取手形及び売掛金	3,406,094	短期借入金	472,980
有価証券	29,274	未払法人税等	112,678
金銭の信託	1,850,000	賞与引当金	126,564
商品及び製品	854,922	その他の	701,421
仕掛品	355,577	固 定 負 債	203,899
原材料及び貯蔵品	418,680	長期借入金	112,832
その他	245,258	役員退職慰労引当金	54,729
貸倒引当金	△3,075	その他	36,338
固 定 資 産	4,114,284	負 債 合 計	3,011,308
有 形 固 定 資 産	2,014,642	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	603,142	株 主 資 本	8,958,578
機械装置及び運搬具	496,918	資 本 金	1,757,500
土地	743,918	資 本 剰 余 金	1,947,850
建設仮勘定	103,611	利 益 剰 余 金	5,497,568
その他	67,051	自 己 株 式	△244,339
無 形 固 定 資 産	167,325	その他の包括利益累計額	128,789
リース資産	164,718	その他有価証券評価差額金	132,498
その他	2,607	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△379
投 資 其 他 の 資 産	1,932,317	為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,329
投資有価証券	1,749,186	純 資 産 合 計	9,087,367
繰延税金資産	20,168	負 債 純 資 産 合 計	12,098,676
その他	163,561		
貸倒引当金	△600		
資 産 合 計	12,098,676		

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,115,737
売上原価	7,263,781
売上総利益	1,851,955
販売費及び一般管理費	1,535,700
営業利益	316,254
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	39,231
業務受託料	28,430
その他	28,121
営業外費用	
支払利息	8,916
為替差損	1,464
その他	5,326
経常利益	396,329
特別利益	
投資有価証券売却益	6,168
固定資産売却益	93
特別損失	
固定資産除却損	4,262
投資有価証券売却損	1,197
関係会社株式売却損	2,701
減損損失	68,484
税金等調整前当期純利益	325,945
法人税、住民税及び事業税	118,007
法人税等調整額	△4,829
当期純利益	212,767
親会社株主に帰属する当期純利益	212,767

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,757,500	1,947,850	5,385,213	△244,235	8,846,327
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△100,413		△100,413
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			212,767		212,767
自 己 株 式 の 取 得				△103	△103
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	112,354	△103	112,250
当 期 末 残 高	1,757,500	1,947,850	5,497,568	△244,339	8,958,578

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	286,428	△2,454	136,094	420,068	9,266,396
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△100,413
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					212,767
自 己 株 式 の 取 得					△103
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△153,930	2,074	△139,423	△291,279	△291,279
連結会計年度中の変動額合計	△153,930	2,074	△139,423	△291,279	△179,028
当 期 末 残 高	132,498	△379	△3,329	128,789	9,087,367

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 八幸通商株式会社
マナック（上海）貿易有限公司
- ・ 連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社でありました南京八幸薬業科技有限公司については持分譲渡に伴い、2018年10月に連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1社
- ・ 非連結子会社の名称 エムシーサービス株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称 エムシーサービス株式会社（非連結子会社）
ヨード・ファインケム株式会社（関連会社）
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、八幸通商株式会社の決算日は3月31日、マナック（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、マナック（上海）貿易有限公司については、3月31日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

八幸通商株式会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

- ・時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・評価基準

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・評価方法

月次総平均法（但し、貯蔵品は最終仕入原価法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 25～31年

機械装置 5～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく2007年6月末要支給額を計上しております。

従来、連結計算書類作成会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上してはりましたが、2007年5月の取締役会で、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

なお、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対する支払の時期は、取締役又は監査役の退任時とすることが同株主総会で決議されました。

従って、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している連結計算書類作成会社の役員に対する支出予定額であります。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引（売上債権・仕入債務）、借入金の利息デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的のみで使用することとし、投機的な取引は行わない方針としております。

ハ. ヘッジ方針

二. ヘッジの有効性評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「業務受託料」は730千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,685,882千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 8,625千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 80,331千円
- ・1株当たり配当額 10.0円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月8日

ロ. 2018年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 20,082千円
- ・1株当たり配当額 2.5円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年11月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,164千円
- ・1株当たり配当額 5.0円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月7日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引先等への販売により生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券及び金銭の信託については、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、短期運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。このうち、一部については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〔(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項②重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業部門と管理部門が共同して取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、高格付を有する金融機関との取引に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対して金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券及び金銭の信託については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた要綱に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社においても、外貨建て営業債権債務、投資有価証券、デリバティブ取引について、当社に準じて、市場リスクの管理を行っております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）3参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 預金	826,412	826,412	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,406,094	3,406,094	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,401,340	1,401,340	－
(4) 金銭の信託	1,850,000	1,850,000	－
資産計	7,483,847	7,483,847	－
(1) 買掛金	1,393,763	1,393,763	－
(2) 短期借入金	315,666	315,666	－
(3) 未払法人税等	112,678	112,678	－
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)(注)1	270,146	269,685	△460
負債計	2,092,254	2,091,794	△460
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 長期借入金は、連結貸借対照表の短期借入金に含めて計上した、1年内返済予定の長期借入金(157,314千円)を含んでおります。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 金銭の信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

変動金利分については、短期間で市場金利を反映し、また当社及び連結子会社の信用状態は借入実施後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

固定金利分については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約に定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	140,956	-	△562
	合計		140,956	-	△562

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	該当時価の算出方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	79,986	9,982	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	377,120

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,131円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 26円48銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,336,984	流 動 負 債	2,233,865
現金及び預金	481,384	買掛金	1,373,038
受取手形	360,511	未払金	278,471
売掛金	2,860,501	未払費用	54,115
有価証券	29,274	未払法人税等	88,487
金銭の信託	1,850,000	賞与引当金	126,564
商品及び製品	846,057	設備未払金	217,440
仕掛品	321,661	その他	95,747
原材料及び貯蔵品	379,267	固 定 負 債	90,563
前払費用	23,626	役員退職慰労引当金	54,729
その他	187,782	その他	35,834
貸倒引当金	△3,082	負 債 合 計	2,324,428
固 定 資 産	4,061,321	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	1,794,396	株 主 資 本	8,941,645
建築物	518,509	資本金	1,757,500
構築物	23,406	資本剰余金	1,947,850
機械装置	419,871	資本準備金	1,947,850
車両運搬具	73	利 益 剰 余 金	5,480,635
工具器具備品	64,234	利益準備金	149,651
土地	664,689	その他利益剰余金	5,330,984
建設仮勘定	103,611	配当準備積立金	24,830
無 形 固 定 資 産	166,384	研究開発積立金	400,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,100,541	工場移転積立金	150,000
投資有価証券	1,640,798	固定資産圧縮積立金	5,364
関係会社株式	311,691	別途積立金	3,675,000
敷金・保証金	55,467	繰越利益剰余金	1,075,788
繰延税金資産	13,443	自 己 株 式	△244,339
その他	79,740	評 価 ・ 換 算 差 額 等	132,232
貸倒引当金	△600	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	132,232
資 産 合 計	11,398,306	純 資 産 合 計	9,073,877
		負 債 純 資 産 合 計	11,398,306

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,422,346
売上原価		5,944,408
売上総利益		1,477,938
販売費及び一般管理費		1,243,834
営業利益		234,103
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	38,206	
業務受託料	28,430	
その他	26,504	93,140
営業外費用		
支払利息	210	
為替差損	844	
その他	3,752	4,807
経常利益		322,436
特別利益		
投資有価証券売却益	6,168	6,168
特別損失		
固定資産除却損	4,262	
投資有価証券売却損	1,197	5,460
税引前当期純利益		323,144
法人税、住民税及び事業税	93,892	
法人税等調整額	△8,967	84,924
当期純利益		238,220

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	其 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	1,757,500	1,947,850	149,651	5,193,177	5,342,828	△244,235	8,803,942	283,510	9,087,453
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△100,413	△100,413		△100,413		△100,413
当期純利益				238,220	238,220		238,220		238,220
固定資産圧縮 積立金の取崩				-	-		-		-
自己株式の取得						△103	△103		△103
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								△151,278	△151,278
事業年度中の変動額合計	-	-	-	137,806	137,806	△103	137,702	△151,278	△13,575
当 期 末 残 高	1,757,500	1,947,850	149,651	5,330,984	5,480,635	△244,339	8,941,645	132,232	9,073,877

その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配 当 準 備 積 立 金	研 究 開 発 積 立 金	工 場 移 転 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	24,830	400,000	150,000	7,998	3,675,000	935,348	5,193,177
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△100,413	△100,413
当期純利益						238,220	238,220
固定資産圧縮 積立金の取崩				△2,633		2,633	-
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,633	-	140,440	137,806
当 期 末 残 高	24,830	400,000	150,000	5,364	3,675,000	1,075,788	5,330,984

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・時価のないもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・評価基準

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・評価方法

月次総平均法（但し、貯蔵品は最終仕入原価法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	25～31年
機械装置	5～8年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく2007年6月末要支給額を計上しております。

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、2007年5月の取締役会で、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

なお、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対する支払の時期は、取締役又は監査役の退任時とすることが同株主総会で決議されました。

従って、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支出予定額であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引(売上債権・仕入債務)

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的のみで使用することとし、投機的な取引は行わない方針としております。

ニ. ヘッジの有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

但し、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「業務受託料」は730千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,846,087千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	291,968千円
短期金銭債務	804,496千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	735,922千円
仕入高	2,305,221千円
原材料有償支給高	100,470千円
その他営業取引に関する取引高（費用）	2,739千円
営業取引以外の取引高（収益）	2,152千円
営業取引以外の取引高（費用）	53,936千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	592千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	7,370千円
未払社会保険料	5,731千円
賞与引当金	38,551千円
投資有価証券評価損	23,198千円
確定拠出掛金	933千円
役員退職慰労引当金	16,670千円
その他	23,741千円
繰延税金資産小計	116,196千円
評価性引当額	△42,483千円
繰延税金資産合計	73,713千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△2,349千円
その他有価証券評価差額金	△57,920千円
繰延税金負債合計	△60,270千円

繰延税金資産の純額	13,443千円
-----------	----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	東ソー㈱	55,173	石油化学製品の製造、販売	所有 直接 0.1 被所有 直接 20.0 間接 0.5	東ソー㈱製品等の購入	原材料等の購入	1,810,952	買掛金	719,727

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	八幸通商㈱	20	化学品の製造販売	所有 直接 100.0	当社製品の販売 八幸通商㈱製品等の購入 役員の兼任	製品の販売 原材料等の購入	401,767 78,363	売掛金 買掛金	207,382 31,149
子会社	エムシーサービス㈱	10	倉庫の賃貸	所有 直接 100.0	資金の援助	貸付金の回収 貸付金 利息受取	106,950 943	流動資産 その他 長期 貸付金	- -
子会社	マナック（上海）貿易有限公司	61	中国国内における化学品の輸出入	所有 直接 100.0	当社製品の販売 業務の委託	製品の販売 業務委託料の支払	98,684 23,962	売掛金	-

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（該当会社等の子会社を含む）	光和物産㈱（注）3	40	建設資材の販売、情報機器システムの開発及び販売	被所有 直接 1.5	光和物産㈱商品等の購入 役員の兼任	原材料等の購入	9,841	買掛金 未払金	1,088 2,295

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 製品の販売及び商品、製品、原材料等の購入については、市場価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (2) 資金貸付等その他の取引については、一般的取引条件や市況等を参考とし、先方と交渉のうえ決定しております。
3. 当社取締役（監査等委員）内海康仁及びその近親者が議決権の72.8%を直接所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,129円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円66銭 |

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

マナック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マナック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マナック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

マナック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マナック株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

マナック株式会社監査等委員会

監査等委員 内海 康 仁 ㊞

監査等委員 本 田 祐 二 ㊞

監査等委員 豊 田 基 嗣 ㊞

(注) 監査等委員 内海康仁、本田祐二及び豊田基嗣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査等委員である取締役の増員による監査体制の強化及びコーポレートガバナンスの向上を図るため、現行定款第16条第2項に定める監査等委員である取締役の定員を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第16条 (条文省略) (2) 当社の監査等委員である取締役は <u>3名とする。</u>	第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第16条 (現行どおり) (2) 当社の監査等委員である取締役は <u>3名以上5名以内とする。</u>

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、監査等委員である取締役以外の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経ております。

監査等委員である取締役以外の取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 すぎの はら しろう じ 二 杉 之 原 祥 二 (1949年12月5日生)	1973年4月 当社入社 1990年6月 当社取締役 1997年4月 当社取締役営業本部長 1998年6月 当社常務取締役営業本部長 2001年6月 当社代表取締役常務事業本部統括 2003年6月 当社代表取締役専務 2006年4月 当社代表取締役社長 2009年4月 八幸通商(株)代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役会長 2018年4月 当社代表取締役会長（現任）	257,526株
取締役候補者 とした理由	長年にわたり当社グループの経営を担い、グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験を有しており、それらを活かして取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に資するため、取締役候補者といたしました。	

氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	むら たい こう や 村 田 耕 也 (1953年5月15日生)	1976年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役営業本部副本部長 2001年4月 当社取締役事業本部長 2009年4月 当社常務取締役 福山工場長 購買、環境品質保証部門管掌 医薬・ヨード・HS 関与 2013年6月 当社常務取締役 社長室長 海外企画開発部門管掌 八幸通商(株)代表取締役社長 2015年3月 当社常務取締役 事業統括 社長室長 八幸通商(株)代表取締役 2016年6月 当社専務取締役 事業統括 2017年4月 当社専務取締役 ケミカル・ソリューション 事業部担当 兼 研究所、マナック(上海)貿易有限公司管掌 兼 購買統括 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	53,736株
取締役候補者 とした理由		当社グループの事業内容を熟知し、グループ全体の経営に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	
氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	こ ばやし かず まさ 小 林 和 正 (1956年9月14日生)	1985年4月 東洋曹達工業(株)(現 東ソー(株))入社 2006年6月 同社 南陽事業所 塩ビ製造部長 2010年6月 同社 技術センター プロセス開発室長 2012年6月 東ソー・ファインケム(株) 兼 東ソー・エフテック(株) 兼 東ソー有機化学(株)(出向) 2016年5月 東ソー(株) 理事 東ソー・ファインケム(株)取締役 兼 東ソー・エフテック(株)取締役 兼 東ソー有機化学(株)取締役 2016年6月 当社代表取締役専務 福山総代表 兼 エムシーサービス(株)関与 2018年6月 当社代表取締役専務 福山総代表 兼 環境品質保証室担当 兼 製造部門関与(現任)	4,200株
取締役候補者 とした理由		同業他社においてファインケミカル事業に従事した経験等を有し、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p>4</p> <p>ち ぐさ たく や 千 種 塚 也 (1957年11月25日生)</p>	<p>1980年4月 三菱商事(株)入社 紙・包装資材部</p> <p>1993年1月 同社 シンガポール支店 資材部長</p> <p>1997年10月 (株)エム・シー・ピー 情報用紙部長 (出向)</p> <p>2000年4月 三菱商事(株) 紙・包装資材ユニット 紙製品チームリーダー</p> <p>2002年1月 三菱製紙販売(株) 開発部担当役員付 (出向)</p> <p>2002年12月 三菱商事(上海)有限公司 資材事業部長 (出向)</p> <p>2010年4月 三菱製紙販売(株) 本店直需一部長 (出向)</p> <p>2012年6月 同社 社長室長</p> <p>2013年6月 同社 執行役員社長室長 当社取締役</p> <p>2015年6月 三菱製紙販売(株) 執行役員直需三部・大阪直 需三部・直需四部・大阪直需四部担当 当社取締役 (監査等委員)</p> <p>2016年6月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長</p> <p>2017年4月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長 兼 臭 素・難燃ソリューション事業部管掌</p> <p>2018年6月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長 兼 臭 素・難燃ソリューション事業部関与</p> <p>八幸通商(株)取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 当社常務取締役 社長室長 兼 臭素・難燃ソリ ューション事業部関与 兼 IOT推進担当 (現 任)</p>	<p>7,000株</p>
<p>取締役候補者 とした理由</p>	<p>他社において多様な事業に従事した経験等を有し、国内及び海外における事業に精通しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者としたしました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5 おおむらもとひろ 大村元宏 (1959年4月24日生)	1986年4月 当社入社 2003年4月 当社経営管理本部財務管理部長 2008年4月 当社事業管理室長 2010年4月 当社監査室長 2011年4月 当社管理部総務グループリーダー 兼 総合企画室人事グループリーダー 2015年4月 当社海外企画開発室部長 2016年3月 マナック(上海)貿易有限公司董事長(出向) 2018年6月 当社取締役中国担当 兼 マナック(上海)貿易有限公司董事長(出向) 2019年4月 当社取締役 管理部長 兼 マナック(上海)貿易有限公司董事長 兼 購買部担当(現任)	16,900株
取締役候補者 とした理由	当社グループにおける事業部門、財務・人事部門等の幅広い知識・経験またマナック(上海)貿易有限公司の董事長として海外での企業経営の経験を有し、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者といいたしました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6 ※かめぎきたかひこ 亀崎尊彦 (1963年8月1日生)	1986年4月 東洋曹達工業(株)(現 東ソー(株))入社 1990年6月 同社 ゴム事業部 ゴム営業部 ゴム課 1994年6月 同社 塩ビ・ゴム事業部 ゴム営業部 輸出課 1995年12月 同社 国際事業室 1996年2月 TOSOH EUROPE B.V.(出向) 2002年11月 東ソー(株)有機化成品事業部 臭素・有機中間体部 2004年2月 同社 有機化成品事業部 アミン部 2010年6月 同社 オレフィン事業部 営業部 2011年6月 P.T.Standard Toyo Polymer(出向) 2015年6月 東ソー(株)ポリマー事業部 機能性ポリマー部長(現任)	一株
社外取締役候補者 とした理由	客観的・中立的経営思考の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、社外取締役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 亀崎尊彦氏は東ソー(株)のポリマー事業部 機能性ポリマー部長を兼務しており、当社は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品販売等の取引関係があります。
4. 亀崎尊彦氏が本総会において原案どおり社外取締役に選任されますと、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項の最低責任限度額とする内容であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役内海康仁氏及び本田祐二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の定員が3名以上5名以内となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 うつみやすと 内海康仁 (1950年7月2日生)	1975年6月 光和物産(株) 取締役 1995年1月 同社 代表取締役社長(現任) 2003年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
社外取締役候補者 とした理由		企業経営者の立場から、客観的・中立的経営の観点で取締役会の妥当性・的確性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2 ほんだゆうじ 本田祐二 (1955年6月22日生)	1990年4月 本田祐二法律事務所開設(弁護士) 2003年4月 ばらのまち法律事務所開設 2005年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
社外取締役候補者 とした理由		弁護士の立場から、客観的・中立的経営の観点で取締役会の妥当性・的確性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	※ すぎのほら 杉之原 まこと (1959年4月10日生)	1982年4月 当社入社 2003年4月 当社経営管理本部総務・人事部長 2007年4月 当社購買部長 2010年6月 当社管理部長 2018年6月 当社執行役員管理部副部長 2019年4月 当社監査室長(現任)	800株
監査等委員である 取締役候補者 とした理由		当社における工場・財務・人事部門等の幅広い知識・経験を有し、当社グループの経営ガバナンスの向上に対する貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 内海康仁氏及び本田祐二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者 内海康仁氏は光和物産(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に原材料の仕入等の取引があります。
5. 内海康仁氏及び本田祐二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、内海康仁氏及び本田祐二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本総会において、内海康仁氏及び本田祐二氏が原案どおり監査等委員である社外取締役に再任されますと、当社は、同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項の最低責任限度額とする内容であります。
7. 当社は、内海康仁氏及び本田祐二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月24日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額については年額160百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）及び当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については年額24百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額及び当社の監査等委員である取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の監査等委員である取締役以外の取締役については年額32百万円以内（うち社外取締役160万円以内）及び当社の監査等委員である取締役については年額480万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の監査等委員である取締役以外の取締役は7名（うち社外取締役1名）、当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案及び第3号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である取締役以外の取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議及び当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数6万株（うち社外取締役3千株）及び当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数1万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

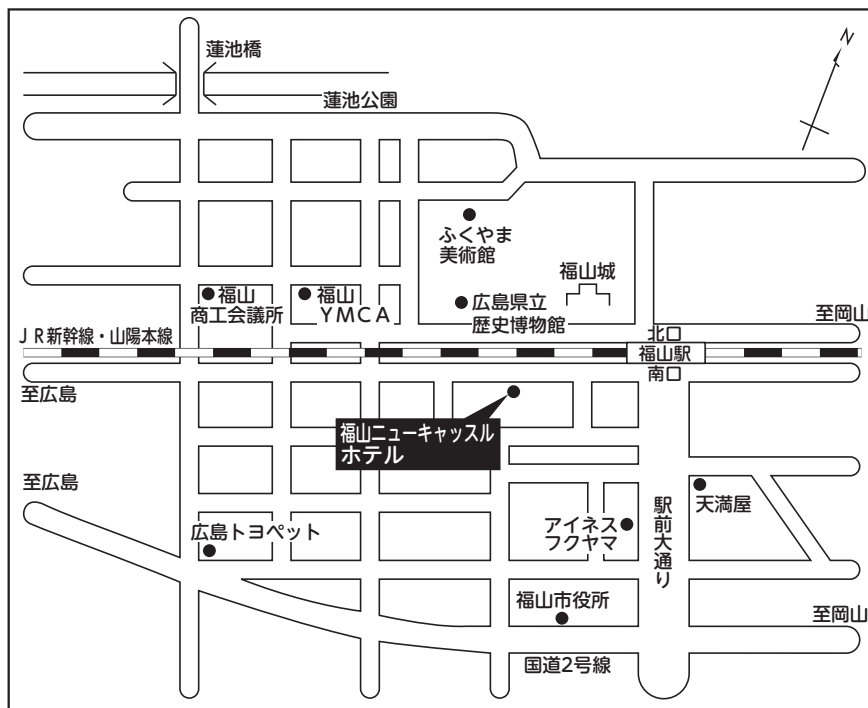
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間「中」
電話 084-922-2121 (代表)



●交通のご案内

- J R 「福山駅」南口から徒歩1分
- 山陽自動車道「福山東」I.C.から15分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。